

異業種による保険への参入について

2000年9月28日

三井海上火災保険株式会社

執行副社長

川原 尚

日本の損害保険市場概観

1 . 会社数 (2000 年 9 月 1 日現在) : 6 3 社 (国内会社 3 6 社 外国会社 2 7 社)

2 . 事業規模 (国内会社)

(1) 元受正味保険料 () : 9 兆 3 , 5 9 6 億円 (1 9 9 9 年度)

元受収入保険料は、元受収入保険料 (グロス) から諸返戻金を控除した数字。積立保険 (貯蓄型保険) の収入積立保険料を含む。

(2) 損害保険新規契約高 : 1 京 8 , 6 0 5 兆円 (1 9 9 8 年度)

出典 : (社) 日本損害保険協会

3 . 保険料規模で見た世界ランク (1 9 9 8 年)

1 位	アメリカ	3 8 7 , 0 8 0	百万ドル
2 位	日本	9 1 , 9 9 1	〃
3 位	ドイツ	7 8 , 2 7 2	〃
4 位	英国	5 7 , 0 3 5	〃
5 位	フランス	4 2 , 5 9 2	〃
6 位	イタリア	2 8 , 1 1 8	〃
7 位	カナダ	2 4 , 4 8 1	〃

出典 : SWISS RE 社 S I G M A

異業種による保険参入における F . S . A .

F : FITNESS (適格性)

S : STABILITY (健全性)

A : ARM S LENGTH

F : F I T N E S S . . . 適 格 性

欧米主要国における、異業種からの保険参入に関する規制

国名<根拠法>	参入に必要な手続き	参入にあたっての審査に関する規定
アメリカ (ニューヨーク州) <ニューヨーク州保険法>	<ul style="list-style-type: none"> 保険事業者に対する出資・株式取得により、支配権を取得することになるとき*は、保険監督官の認可が必要。 *支配権を取得することになるとき：州内保険事業者の議決権付株式の10%以上を取得しようとするときは、支配が存在すると推定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険監督官は、州民の利益保護のために必要と判断するときは支配権の取得を否認できる。
イギリス <保険会社法>	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社の株式の10%以上を取得しようとする者は、その意図および所定の事項を記載した通知書を国務大臣に送達する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国務大臣は、左記通知を行った者が保険会社の支配を行うに適格でないと認める場合等には、異議を通知することができる。
ドイツ <保険監督法>	<ul style="list-style-type: none"> 多大な資本参加*となる場合には、監督官庁への届出が必要となる。 *多大な資本参加：株式会社については、額面資本もしくは議決権の10%以上が保有される場合、相互会社については、基金の10%以上が拠出される場合をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> 次の場合には、監督官庁は多大な資本参加または出資割合の引上げを差し止めることができる。 イ．資本参加者又は会社の代表者が信頼性に欠ける場合。 ロ．企業結合の構造が効果的な保険企業の監督を不可能にする場合。
フランス <保険法典>	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社の株式取得等により、保険会社に直接・間接に資本参加する場合には、保険契約者および被保険者の利益を保護するために、参事院の命令をもって定める規定に従って、予めこれを届出または承認を受ける義務を課することができる。 	
カナダ <連邦保険会社法>	<ul style="list-style-type: none"> 国内保険会社の次の株式の取得については事前に大蔵大臣の認可取得を必要とする。 イ．発行済株式の10%以上を取得する場合。 ロ．発行済株式の10%以上を有しており、その割合を増大する場合。 	

出典：社団法人日本損害保険協会「保険事業に関する海外法制概観」

保険監督者国際機構（IAIS）：「基本原則メソドロジー」

1．保険監督者国際機構（IAIS）とは

保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors, IAIS）は、国際レベルおよび国内レベルでの保険業の監督の向上の確保に協力することなどを目的に掲げ、1994年に設立された。現在、日本を含み100以上の管轄区域（米国では各州）が加入している。

2．基本原則メソドロジーの位置付け

IAISは、保険契約者保護と金融部門の安定性確保の必要性を認め、保険監督制度の実効性を判断する基準を国際金融界に提供するため、保険基本原則を策定し、1997年のIAIS年次総会（シドニーで開催）で承認した。その後、保険基本原則の順守状況の評価にあたり、より詳細な手引きが必要であるとの意見が高まり、IAISは保険基本原則メソドロジーを策定することとした。このメソドロジーは、本年10月のIAIS年次総会で採択される見込みである。

3．基本原則メソドロジー（抜粋）

3.2 免許制と株主の変更

原則2 < 免許制 > 保険監督当局は、免許交付にあたっては、会社の所有者、取締役及び／もしくは上級管理職の適格性と、事業計画の健全性を審査しなければならない。・・・（以下略）

必須規準：監督法において、保険会社の所有者に関し、以下について規定しなければならない。

- ・ 保険監督当局は、申請企業に直接的/間接的に一定以上の資本参加を行っている自然人及び法人の名称の届出を受ける。
- ・ 保険監督当局は、資本参加者が以下のいずれかであると推定し得る事実がある場合は、免許申請を拒否する権限を有する。（拒否理由：健全性において危険な経済状況にある場合。支払能力基準を満たす十分な資産を持たない場合。違法な取引に直接又は間接的に関与している場合、もしくは保険会社を犯罪目的で不正利用しようとしている場合（マネー・ロンダリング等）。実効的な監督を阻害し、もしくは不可能とするような形で申請者と関係がある場合。）

原則3 < 株主の変更 > 保険監督当局は、国内で免許を取得している保険会社の株主の変更につき審査しなければならない。

必須規準：保険監督当局は、株主の変更を拒否する権限を持つ。

S : S T A B I L I T Y . . . 健 全 性

保険会社の免許付与後の監督規制

	保険会社	保険持株会社
報告・資料の提出	<p>金融再生委員会は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、<u>保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。</u> (保険業法第 128 条第 1 項)</p>	<p>金融再生委員会は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、<u>第 128 条第 1 項の規定により保険会社に対し報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があると認めるときは、当該保険会社を子会社とする保険持株会社又は当該保険持株会社の子会社（当該保険会社と取引するものに限る。...）に対し、その理由を示した上で、当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。</u> (同第 271 条の 11 第 1 項)</p>
立入検査	<p>金融再生委員会は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、<u>当該職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</u> (同第 129 条第 1 項)</p>	<p>金融再生委員会は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、<u>第 129 条第 1 項の規定による保険会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該保険会社を子会社とする保険持株会社の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該保険会社若しくは当該保険持株会社の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は当該保険持株会社の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</u> (同第 271 条の 12 第 1 項)</p>

異業種から銀行業への参入に関する「運用上の指針」

< 金融再生委員会 / 金融庁 :

新たな形態の銀行業に対する免許・監督上の対応（運用上の指針）・・・抜粋 >

I . 新たな形態の銀行業における主な問題点と免許審査・監督上の対応

2 . 事業親会社等の事業リスク遮断の観点

(2) 免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

b . 免許後の監督において留意すべき事項

ア) 免許付与後のリスク遮断策の履行状況(その確実な履行を免許の条件とする)については、子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。・・・(以下略。)

イ) 免許付与後の事業親会社等の業況については、定期的に、子銀行に対し、事業親会社等の 財務諸表、監査報告書等、事業親会社等の経営状況・財務諸表を示す資料の提出を求める(免許の条件とする)ことにより確認する。・・・(以下略。)

3 . 事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報保護の観点

(1) 基本的考え方

(前略)・・・事業親会社等と子銀行の関係においては、両社のシナジー(相乗)効果を図る観点から、特に、顧客情報を相互に活用することが予想される。そのため、顧客の個人情報の保護が十分図られているかどうかについて確認する必要がある。本問題は、現在、関係省庁等において、個人情報保護法の法制化に向けた検討がなされており、将来、法制化された場合には、各銀行は、当該法律の規制に服することになる・・・(以下略)。

個人情報保護基本法制に関する大綱（素案）

2000年9月8日（金）公表時点

- 抜粋 -

目的

高度情報通信社会の進展の下、個人情報の流通、蓄積及び利用の著しい増大にかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し基本となる事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものとする。

個人情報取扱事業者の義務等

（１）利用目的による制限及び適正な取得

ア．個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的を明確にするとともに、当該利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報の取得、処理その他個人情報の取扱いを行わなければならないものとする。

（中略）

エ．個人情報取扱事業者は、一般的に合理的と考えられる範囲を超えて利用目的を変更してはならないものとする。

一般的に合理的と考えられる範囲：当初の目的との関連性から社会通念上本人に不測かつ不当な権利利益の侵害が生じるおそれがない範囲。

利用目的を変更する場合には、変更後の利用目的を改めて本人に通知し、又は本人が容易に知ることができるよう公表等を行うこととなる。

A : A R M ' S L E N G T H

保険業法第100条の3（特定関係者との間の取引等）

保険会社は、その特定関係者（当該保険会社の子会社、当該保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子会社（当該保険会社を除く。）その他の当該保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき総理府令で定めるやむをえない理由がある場合において、金融再生委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

- 一 当該特定関係者との間で行う取引で、当該保険会社の取引の通常条件と著しく異なる条件で行う資産の売買その他の取引
- 二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして総理府令で定める取引又は行為